○栃木市広告掲載要綱

平成２２年３月２９日

告示第１７号

（目的）

第１条　この告示は、市の資産を広告媒体として活用するための取扱いに関し必要な事項を定め、新たな財源の確保、経費の節減、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（平２２告示４２９・一部改正）

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　広告媒体　次に掲げるものをいう。

ア　市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）

イ　市の公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

ウ　市の財産

エ　市で使用する印刷物

オ　その他広告媒体として活用できる資産で市長が定めるもの

(2)　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告掲載の基準）

第３条　掲載できる広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとするとともに、市民生活に関連したものであって、別表に定める掲載できない広告に該当しないものとする。

（広告の掲載位置及び規格等）

第４条　広告の掲載位置及び広告規格等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載料）

第５条　広告掲載料は、広告媒体の数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して当該広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載の募集）

第６条　広告の募集は、前２条に掲げる内容を広報紙又は市ホームページに掲載して行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告を募集する場合は、広報紙又は市ホームページへの掲載を要しない。

(1)　広告掲載者（以下「広告主」という。）を指定して広告の掲載を依頼する場合

(2)　広告代理業を営むものをして募集させる場合

３　広告申込みが募集の枠に満たない場合は、広告掲載を希望するものを選定し直接依頼することができる。

４　期間を設けて募集を行った場合において、募集の枠以上の申込みがあったときは、抽選により広告主を決定する。ただし、広告媒体ごとに別の定めのある場合は、この限りでない。

（広告掲載申込者の範囲）

第７条　広告掲載の申込みをすることができる者は、次のとおりとする。

(1)　企業及び個人の事業者

(2)　公共的団体又はこれに類する者

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（広告掲載の申込手続）

第８条　広告掲載を希望する者は、募集期間内に広告掲載申込書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、広告媒体ごとに市長が別に広告掲載申込書の様式を定めたときは、当該様式によるものとする。

（広告掲載の可否決定）

第９条　市長は、前条の規定により申込みがあったときは、第３条に規定する広告掲載の基準により、広告掲載の可否を決定し、広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第２号）により広告申込者に通知するものとする。ただし、広告媒体ごとに市長が別に広告掲載・不掲載決定通知書の様式を定めたときは、当該様式によるものとする。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、第１４条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

（広告掲載者の責任等）

第１０条　この告示の定めるところにより広告媒体に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

２　広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市長は、損害賠償の請求をすることができる。

３　広告主は、市長が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。

４　広告掲載に係る広告の作成並びに施設への取付け及び撤去費用は、広告主が負担するものとする。

５　広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載決定の取消し）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1)　広告主が、指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2)　市の行政運営において支障があると認めるとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（広告物の撤去等）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

(1)　前条の規定により広告掲載決定の取消しをされた広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2)　広告主が、広告掲載許可期間を過ぎた後も広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3)　広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。

２　前項の広告物の撤去等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第３号に該当するときは、この限りでない。

（広告掲載料の不返還）

第１３条　既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

（広告掲載審査委員会）

第１４条　広告掲載に関し、次に掲げる事項を行うため広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1)　第９条第２項の規定により意見を聴かれた場合において、当該広告掲載の可否に関し協議すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し協議すること。

２　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は経営管理部長、副委員長は財政課長、委員は広報課長、総務課長、観光振興課長及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　委員会の会議は、委員長が招集する。

７　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

８　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

９　前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（平２３告示４６・平２８告示４０・令３告示８９・令５告示７１・令８告示８８・一部改正）

（広告掲載した物品等の受入れ）

第１４条の２　市長は、広告を掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が、第３条に規定する基準及び第７条に規定する範囲を満たしているときは、寄贈を受けることができる。

（平２２告示４２９・追加）

（委員会の庶務）

第１５条　委員会の庶務は、経営管理部財政課において処理する。

（平２３告示４６・平２８告示４０・令３告示８９・一部改正）

（補則）

第１６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年３月２９日から施行する。

附　則（平成２２年告示第４２９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年告示第４６号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年告示第４０号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第８９号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第７１号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年告示第８８号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

掲載できない広告

(1)　法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2)　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(3)　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの

(4)　児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの

(5)　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

(6)　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの

(7)　美観風致を害するおそれのあるもの

(8)　交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

別記様式第１号（第８条関係）

広告掲載申込書

年　　月　　日

（あて先）栃木市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

電話番号

栃木市広告掲載要綱第８条の規定に基づき、必要な書類を添えて、次のとおり申し込みます。

１　広告媒体

２　広告の内容（掲載位置及び規格等）

別記様式第２号（第９条関係）

年　　月　　日

様

栃木市長　　印

広告掲載・不掲載決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった　　への広告掲載については、次のとおり決定しましたので、栃木市広告掲載要綱第９条第１項の規定により通知します。

１　決定区分　　□　掲載する

□　掲載しない

（理由　　）

２　広告媒体

３　広告掲載期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

４　広告の内容（掲載位置及び規格等）

５　広告掲載料　　円

６　納付期限・納入方法

７　広告掲載原稿提出期限

８　その他注意事項等

別記様式第１号（第８条関係）

別記様式第２号（第９条関係）